

浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法

改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成 9 年厚生省告示第 111 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。

なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）（最終改正：平成 29 年 10 月 18 日付薬生水発 1018 第 1～4 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。

表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法

pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、同別表第 6、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法
アルカリ度	「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 0209001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「資機材試験方法通知」という。）の別紙方法 1 に定める方法
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、同別表第 3 又は同別表第 6 に定める方法

表 2 浸出液の分析方法

カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法

六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準検査方法告示の別表第12に定める方法
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5又は同別表第6に定める方法
四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第16に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第19、同別表第19の2又は同別表第19の3に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5、同別表第6又は同別表第20に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第13又は同別表第21に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第23に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第24又は同別表第24の2に定める方法
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第28又は同別表第28の2に定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第29又は同別表第29の2に定める方法
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	基準検査方法告示の別表第30に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第33に定める方法

臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。)の別添方法 1 及び同別添方法 2 に定める方法
アミン類	資機材試験方法通知の別紙方法 4 に定める方法
エピクロロヒドリン	資機材試験方法通知の別紙方法 2 に定める方法
酢酸ビニル	資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法
スチレン	資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	資機材試験方法通知の別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	資機材試験方法通知の別紙方法 5 に定める方法
1, 2-ブタジエン	資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	資機材試験方法通知の別紙方法 2 又は同別紙方法 3 に定める方法